

足利走友会 会則

第一条 (名称と所在地)

本会は、足利走友会と称し、所在地は会長宅に置く。

第二条 (目的と事業)

- (一) 本会はランニングを愛する会員の健康増進と相互の親睦を図ることを目的とする。
- (二) 本会は会員の技術向上と記録の伸長に関与し、スポーツの発展に寄与することを目的とする。
- (三) その目的達成のため、次の事業を行う。
土曜練習会、合宿、対外レース参加、親睦会、会報発行、そのほか必要な事業

第三条 (入会)

- (一) 本会へ入会するものは、役員に申出て、役員会の承認を得るものとする。
- (二) 入会の承諾を得たものは、本会の定めた期日までに年会費を納入する。

第四条 (経費と会費)

- (一) 本会の経費は、会費と寄付の収入を以てこれに充てる。
- (二) 会費は年額3,000円とする。

第五条 (退会と除名)

- (一) 退会は本人の申出によりできる。
- (二) 本会の趣旨に反した場合は、役員会において事情調査の上、退会勧告または除名の処置ができる。

第六条 (組織と役員)

- (一) 本会の組織は、会長1名、副会長2名、会計2名、幹事若干名を以て構成する。
- (二) 正・副会長及び会計、幹事は総会に於いて選出する。
- (三) 役員の任期は、2年とする。但し留任は妨げない。
- (四) 必要により、顧問、参与等を置くことができる。

第七条（総会と役員会）

- (一) 定期総会は、年1回とし、会長が招集する。会長は必要に応じ、臨時総会を招集することができる。
- (二) 総会定数は委任状を含めて、総数の3分の1以上とする。
- (三) 役員会は適宜開催し会長以下全役員とする。

第八条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第九条（会則の改廃）

会則の改廃については、総会に於いて出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第十条（その他）

本会の行事の於いて万一事故発生の場合、会員は本会に対して補償金の要求は行わないものとする。

第十二条（慶弔規定）

会員の冠婚葬祭に対し、次の通り、祝金、見舞金、弔慰金を支給する。

- (一) 結婚の場合 一律 5,000円
- (二) 死亡した場合 会員 5,000円

第十二条（附則）

本会則は昭和61年3月31日に変わるものとして昭和61年4月1日より施行する。

一部改訂 令和5年3月

令和6年3月